

ミスト設置実態調査・集計・分析業務 仕様書

1 業務名

ミスト設置実態調査・集計・分析業務

2 業務目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、快適で衛生的な生活を支える水道・下水道を確実に未来につなぐため、「水道・下水道事業への理解促進」や「水需要の喚起」等の広報活動に取り組んでいる。その中でも、当局においてはミスト事業を推進することで、水道水の環境にやさしい特性と新たな利用方法を広くPRしている。

本業務は、京都市内でミストが設置されている施設・店舗の実態を把握し、今後の「水需要の喚起」における取組に役立てることを目的に実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 実施予定の調査・内容

(1) 調査①

（目的）京都市内でミストを設置している施設・店舗の実態の把握

（内容）

- 夏期において、京都市内でミストを設置している施設・店舗を把握する。
- 上記の目的を達成するために、現地調査の件数及び範囲等について、効果的かつ効率的な提案をすること。

(2) 調査②

（目的）ミスト装置設置後の効果の把握

（内容）

- 調査①にて、ミストを設置している施設・店舗のうち最大20施設に対して、聞き取り調査を実施する。

＜調査項目（例）＞

ア 基本情報

- ・施設・店舗名 ・所在地 ・電話番号 ・応対者の氏名
- ・設置場所 ・ノズルの種類 ・設置数（箇所数）
- ・設置時期 ・設置費用 ・設置の様子が分かる写真 ・稼働時期

イ 設置後の効果（施設・店舗利用者の反応等）

- ・利用者の反応（利用者からの評判等）
- ・施設・店舗の所感（設置のメリット・デメリット等）

- 上記の目的を達成する調査方法を提案すること

(3) 調査③

(目的) ミストを設置していない施設・店舗への調査

(内容)

○ 当局が指定する最大50施設及び鉄道会社に対して、聞き取り調査を実施する。

＜調査項目（例）＞

- ・施設・店舗名 ・所在地 ・電話番号 ・応対者の氏名
- ・必要性を感じているか、その理由
- ・設置をしない（できない）理由
- ・どうすれば設置に至るか

○ 上記の目的を達成する調査方法を提案すること

(4) その他

業務の目的を達成するための効果的な手法があれば積極的に提案すること。

5 納入成果物作成

本業務で実施した結果を分析し、ミストの設置にあたっての課題やどうすれば設置に至るかなどをとりまとめた最終的な報告書及びその概要版を作成すること。

(1) 納入成果物

ア 上記4記載の調査・集計データ

イ 報告書本編

ウ 報告書概要版

※ データの納入に当たっては、データ作成時の最新のパターンファイルに更新したアンチウイルスソフト等によるチェックを行い、マルウェア等の感染が無いことを確認すること。

※ 成果物の数量については、当局との協議により決定する。

※ 上記アについては Microsoft Excel で編集可能なデータを、イ及びウについては紙媒体及び Microsoft Word で編集可能なデータを、それぞれ納入すること。

(2) 納入期限

ア 4(1)・(2)のデータ

令和7年9月30日

イ 4(3)のデータ及び5(1)イ・ウの報告書

令和8年3月31日

(3) 成果物の権利帰属

本業務における全ての成果物の著作権は当局に帰属するものとする。

(4) その他

受託者は、成果物を提出後、誤りを発見したときは速やかに当局へ報告し、修正作業を行うこと。

6 業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（１名）及び主任担当者（１名以上）を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。
- (4) 受託者は、進捗状況の報告に当たり、当局と月２回程度の定期的な協議（オンラインも可）を行うなど、緊密な連携をとること。また、受託者は当局との協議結果を記録にまとめ、協議終了後速やかに提出すること。

7 業務報告等

- (1) 成果物のデータ（上記５のとおり）
- (2) 業務完了報告書
- (3) 請求書

8 支払方法

業務完了後一括払い

9 著作権等の取扱い

- (1) 本業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全てこれを当局に譲渡するものとする。また、受託者は、本著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務において知的財産基本法第２条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処するものとし、本業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。

なお、第三者の著作物等を使用する場合は、本著作物の全部又は一部を当局が制作する印刷物や当局ウェブサイト等に掲載する場合がある点に留意すること。

10 特記事項

- (1) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らす等、自己の利益のために使用してはならない。

イ 受託者は、本制作物等（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 禁止事項

ア 受託者は、創作物について登録等を受ける権利は当局に単独で帰属し、当局が自己の裁量に基づき知的財産権に関する法律上の保護を受けるために出願や登録を受ける権利を有すること及びこれにより取得する知的財産権は当局に単独で帰属することを確認する。

イ 受託者は、本制作物等を一部切り出して商標として使用又は商標登録出願はできないものとする。

ウ 受託者は、本制作物等の利用に際し、内容を改変又は二次的著作物の創作をできないものとする。

エ 受託者は、本制作物等を公序良俗に反する態様で使用できないものとする。

(3) 契約不適合責任

本制作物等において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた事項は、当局との協議により決定する。なお、協議により決定しない場合は、当局の指示により決定する。